



島根県報

平成31年3月15日（金）

号外第21号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【教委規則】

教育職員免許法及び教育職員免許法施行法施行細則の一部を改正する規則 （学 校 企 画 課） 2

【教委告示】

教育職員免許法及び教育職員免許法施行法施行細則第29条に規定する単位の修得 基準の一部改正 （学 校 企 画 課） 5

教 育 委 員 会 規 則

教育職員免許法及び教育職員免許法施行法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3 月 15 日

島根県教育委員会教育長 新 田 英 夫

島根県教育委員会規則第 2 号

教育職員免許法及び教育職員免許法施行法施行細則の一部を改正する規則

教育職員免許法及び教育職員免許法施行法施行細則（昭和26年島根県教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「第 6 条第 1 項の表備考第10号若しくは第11号」を「第 2 条第 1 項の表備考第 9 号、第 4 条第 1 項の表備考第 8 号」に、「第10条の表備考第 3 号」を「第 9 条の表備考第 3 号」に改める。

第 5 条中「附則第12項」を「附則第11項」に改める。

第 7 条第 6 項中「附則第18項の規定」を「附則第17項の規定」に、「附則第18項の表の第 2 欄」を「附則第17項の表の第 2 欄」に改め、同条第 8 項中「附則第19項」を「附則第18項」に改める。

第15条第 3 号中「第 1 条第 1 項の表の下欄」を「第 1 条第 1 項の表の上欄」に改める。

第28条第 1 項第 1 号から第 3 号までの表中「教科に関する科目」を「教科に関する専門的事項に関する科目」に、「教職に関する科目」を「各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」に、「教科又は教職に関する科目」を「大学が独自に設定する科目」に改め、同項第 4 号の表中「教科に関する科目」を「領域に関する専門的事項に関する科目」に、「教職に関する科目」を「保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」に、「教科又は教職に関する科目」を「大学が独自に設定する科目」に改め、同項第 5 号アからウまでの表中「教科に関する科目」を「教科に関する専門的事項に関する科目」に、「教職に関する科目」を「各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」に、「教科又は教職に関する科目」を「大学が独自に設定する科目」に改め、同号エの表中「教科に関する科目」を「領域に関する専門的事項に関する科目」に、「教職に関する科目」を「保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」に、「教科又は教職に関する科目」を「大学が独自に設定する科目」に改め、同項第 6 号の表中「教科に関する科目」を「教科に関する専門的事項に関する科目」に、「教職に関する科目」を「各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」に改め、同項第 7 号の表中「教職に関する科目」を「養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」に、「養護又は教職に関する科目」を「大学が独自に設定する科目」に改め、同項第 7 号の 2 の表中「教職に関する科目」を「養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」に改め、同項第 8 号の表中「教科に関する科目」を「教科に関する専門的事項に関する科目」に、「教職に関する科目」を「各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」に、「教科又は教職に関する科目」を「大学が独自に設定する科目」に改める。

第28条の 2 各号を次のように改める。

(1) 幼稚園の教諭の二種免許状の授与を受けようとする場合

有することを必要とする学校の免許状	免許法施行規則第18条の 2 の表備考第 4 号に規定する最低在職年数に加える在職年数（以下この条において「最低在職年数に加える在職年数」という。）	修得することを必要とする科目	最低修得単位数
小学校教諭普通免許状	1	保育内容の指導法に関する科目	3

(2) 小学校の教諭の二種免許状の授与を受けようとする場合

有することを必要とする学校の免許状	最低在職年数に加える在職年数	修得することを必要とする科目	最低修得単位数
幼稚園教諭普通免許状	1	各教科の指導法に関する科目	7
		道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	1
		道徳の理論及び指導法 生徒指導の理論及び方法 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	2
	2	各教科の指導法に関する科目	5
		道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	1
		道徳の理論及び指導法 生徒指導の理論及び方法 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	1
中学校教諭普通免許状	1	各教科の指導法に関する科目	7
		道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	2
		生徒指導の理論及び方法 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	2
	2	各教科の指導法に関する科目	5
		道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	1
		生徒指導の理論及び方法 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	1

(3) 中学校の教諭の二種免許状の授与を受けようとする場合

有することを必要とする学校の免許状	最低在職年数に加える在職年数	修得することを必要とする科目	最低修得単位数
小学校教諭普通免許状	1	教科に関する専門的事項に関する科目	7
		各教科の指導法に関する科目	2
		道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	2
		生徒指導の理論及び方法 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	2

		教育相談等に 関する科目	進路指導及びキャリア教育の 理論及び方法	
	2	教科に関する専門的事項に関する科目		5
		各教科の指導法に関する科目		1
		道徳、総合的 な学習の時間 等の指導法及 び生徒指導、 教育相談等に 関する科目	生徒指導の理論及び方法 教育相談（カウンセリングに 関する基礎的な知識を含 む。）の理論及び方法	2
		進路指導及びキャリア教育の 理論及び方法		
	3	教科に関する専門的事項に関する科目		5
		各教科の指導法に関する科目		1
		道徳、総合的 な学習の時間 等の指導法及 び生徒指導、 教育相談等に 関する科目	生徒指導の理論及び方法 教育相談（カウンセリングに 関する基礎的な知識を含 む。）の理論及び方法	1
		進路指導及びキャリア教育の 理論及び方法		
高等学校教諭普通免許状	1	各教科の指導法に関する科目		1
		道徳、総合的 な学習の時間 等の指導法及 び生徒指導、 教育相談等に 関する科目	道徳の理論及び指導法 生徒指導の理論及び方法 教育相談（カウンセリングに 関する基礎的な知識を含 む。）の理論及び方法	1
		進路指導及びキャリア教育の 理論及び方法		
		大学が独自に設定する科目		3
		各教科の指導法に関する科目		1
	2	道徳、総合的 な学習の時間 等の指導法及 び生徒指導、 教育相談等に 関する科目	道徳の理論及び指導法 生徒指導の理論及び方法 教育相談（カウンセリングに 関する基礎的な知識を含 む。）の理論及び方法	1
		進路指導及びキャリア教育の 理論及び方法		
		大学が独自に設定する科目		2

(4) 高等学校の教諭の一種免許状の授与を受けようとする場合

有することを必要とする学校の免許状	最低在職年数に加える在職年数	修得することを必要とする科目	最低修得単位数
中学校教諭普通免許状 (二種免許状を除く。)	1	各教科の指導法に関する科目	1
		道徳、総合的 な学習の時間	生徒指導の理論及び方法 教育相談（カウンセリングに

		等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	2
		大学が独自に設定する科目		6
		2	各教科の指導法に関する科目	
		道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	生徒指導の理論及び方法 教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	1
		大学が独自に設定する科目		4

様式目次及び様式第4号の2中「附則第19項」を「附則第18項」に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

教 育 委 員 会 告 示

島根県教育委員会告示第1号

教育職員免許法及び教育職員免許法施行法施行細則第29条に規定する単位の修得基準(平成11年島根県教育委員会告示第1号)の一部を次のように改正し、平成31年4月1日から施行する。

平成31年3月15日

島根県教育委員会教育長 新 田 英 夫

第1項各号列記以外の部分中「教科に関する科目」を「教科に関する専門的事項に関する科目」に改め、同項第1号中「、高等学校及び幼稚園」を「及び高等学校」に改め、同号の表を次のように改める。

受けようとする免許状の種類		修得することを必要とする単位数	最低修得単位数
小学校教諭	一種免許状又は二種免許状	1単位以上	国語(書写を含む。)、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育及び外国語(英語、ドイツ語、フランス語その他の各外国語に分ける。)の教科に関する専門的事項に関する科目のうち、1以上の科目について、1単位以上
中学校教諭	一種免許状又は二種免許状	8単位以上	免許法施行規則第4条第1項の表備考第1号に掲げる免許教科に応じた教科に関する専門的事項に関する科目のうち、2分の1以上の科目について、それぞれ1単位以上
		6単位以上 8単位未満	免許法施行規則第4条第1項の表備考第1号に掲げる免許教科に応じた教科に関する専門的事項に関する科目のうち、3分の1以上の科目について、それぞれ1単位以上
		6単位未満	免許法施行規則第4条第1項の表備考第1号に掲げる免許教科に応じた教科に関する専門的事項に関する科目のうち、3分の1以上の科目

			又は2以上の科目について、それぞれ1単位以上
高等学校教諭	一種免許状	8単位以上	免許法施行規則第5条第1項の表備考第1号に掲げる免許教科に応じた教科に関する専門的事項に関する科目のうち、3分の2以上の科目について、それぞれ1単位以上
		6単位以上 8単位未満	免許法施行規則第5条第1項の表備考第1号に掲げる免許教科に応じた教科に関する専門的事項に関する科目のうち、2分の1以上の科目について、それぞれ1単位以上
		6単位未満	免許法施行規則第5条第1項の表備考第1号に掲げる免許教科に応じた教科に関する専門的事項に関する科目のうち、2分の1以上の科目 又は2以上の科目について、それぞれ1単位以上

「
第1項第2号中 免許法施行規則第4条の表に掲げる免許教科に関する科目について、それぞれ1単位以上 を
」

「
免許法施行規則第4条第1項の表備考第1号に掲げる免許教科に応じた教科に関する専門的事項に関する科目について、それぞれ1単位以上 に、
」

「
免許法施行規則第5条の表に掲げる免許教科に関する科目について、それぞれ1単位以上 を
」

「
免許法施行規則第5条第1項の表備考第1号に掲げる免許教科に応じた教科に関する専門的事項に関する科目について、それぞれ1単位以上 に改める。
」

第6項を第9項とし、第5項を第8項とし、第4項を第7項とし、第3項を第6項とし、同項の前に次の2項を加える。

4 保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等

受けようとする免許状の種類	修得することを必要とする単位数	最低修得単位数										
		教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育の意義及び教職の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)	教育の社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)	幼児及び生徒の心身の発達及び学習の過程	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	保育内容の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	幼児理解の理論及び方法	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)	理論及び方法
幼	一種	11単位以上	3単位以上								2つの科目につ	1単位以上

稚 園 教 諭	免 許 状	上		いて、それぞれ 2単位以上		
		11単位未 満	2単位以上	2単位以上	1単位以上	
	二 種 免 許 状	18単位以 上	2以上の科目について、それぞれ2単位以上	4単位 以上	2単位 以上	2単位以上
		12単位以 上18単位 未 満	2以上の科目について、それぞれ2単位以上	2つの科目につ いて、それぞれ 2単位以上		1単位以上
		12単位未 満	2単位以上	2単位以上		1単位以上

5 養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等

受けよう とする免 許状の種 類	修得する ことを必 要とする 単位数	最低修得単位数										
		教育の 理念並 びに教 育に関 する歴 史及び 思想 を含む。)	教職の意 義及び教 員の役割 ・職務内 容(チー ム学校運 営への対 応を含 む。)	教育に関 する社会 的、制 度的又 は経営 的事項 (学校と 地域との 連携及 び学校 安全への 対応を 含む。)	幼 児、 児童 及び 生徒 の心 身の 発達 及び 学習 の過 程	特 別 の 支 援 を 必 要 と す る 幼 児、 児 童 及 び 学 生 徒 に 対 す る 理 解	教 育 課 程 の 意 義 及 び 編 成 の 方 法 (カ リ キュ ラ ム・マ ネ ジ メ ン ト を 含 む。)	道 徳、 教育 の 方法 及び 特 別 活 動 に 関 す る 内 容 を 含 む。)	道 徳、 教育 の 方法 及び 特 別 活 動 に 関 す る 内 容 を 含 む。)	生 徒 指 導 の 理 論 及 び 方 法	教育相 談(カ ウン セリ ング に関 する 基礎 的な 知識 を含 む。) の 理 論 及 び 方 法	
養 護 教 諭	一種 免 許 状 又 は 二 種 免 許 状	4単位以 上	2単位以上					2単位以上				
	4単位未 満	1単位以上						1単位以上				
栄 養 教 諭	一種 免 許 状	4単位以 上	2単位以上					2単位以上				
	4単位未 満	1単位以上						1単位以上				

第2項中「教職に関する科目」を「各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」に改め、同項第1号中「、高等学校及び幼稚園」を「及び高等学校」に改め、同号の表を次のように改める。

受けよう とする免 許状の種 類	修得する ことを必 要とする 単位数	最低修得単位数												
		教育の 理念並 びに教 育に関 する歴 史及び 思想 を含む。)	教職の意 義及び教 員の役割 ・職務内 容(チー ム学校運 営への対 応を含 む。)	教育に関 する社会 的、制 度的又 は経営 的事項 (学校と 地域との 連携及 び学校 安全への 対応を 含む。)	幼 児、 児童 及び 生徒 の心 身の 発達 及び 学習 の過 程	特 別 の 支 援 を 必 要 と す る 幼 児、 児 童 及 び 学 生 徒 に 対 す る 理 解	教 育 課 程 の 意 義 及 び 編 成 の 方 法 (カ リ キュ ラ ム・マ ネ ジ メ ン ト を 含 む。)	各教科の指導法 (情報機器及び 教材の活用を含 む。)	総 合 的 な 学 習 指 導 の 方 法 及 び 特 別 活 動 に 関 す る 内 容 を 含 む。)	道 徳、 教育 の 方法 及び 特 別 活 動 に 関 す る 内 容 を 含 む。)	道 徳、 教育 の 方法 及び 特 別 活 動 に 関 す る 内 容 を 含 む。)	生 徒 指 導 の 理 論 及 び 方 法	教育相 談(カ ウン セリ ング に関 する 基礎 的な 知識 を含 む。) の 理 論 及 び 方 法	進路 指導 及び キャ リア 教育 の理

		歴史及び思想	ム学校運営への対応を含む。	(学校と地域の連携及び学校安全への対応を含む。)	発達及び学習の過程	児童及び生徒に対する理解	ム・マネジメントを含む。		時間	法	を含む。	指導法	及び方法	識を含む。理論及び方法	論及び方法
小 学 校 教 諭	一種 免許 状	17単位以上	2以上の科目について、それぞれ2単位以上			3以上の教科 (二種免許状の授与を受けるときに修得しなかった教科がある場合は、当該修得しなかった教科とする。)について、それぞれ2単位以上		2単位以上						1単位以上	
		9単位以上17単位未満	2単位以上			2以上の教科 (二種免許状の授与を受けるときに修得しなかった教科がある場合は、当該修得しなかった教科とする。)について、それぞれ2単位以上		1単位以上						1単位以上	
		9単位未満	2単位以上			2単位以上		1単位以上						1単位以上	
	二種 免許 状	23単位以上	3以上の科目について、それぞれ2単位以上			5以上の教科 (音楽、図画工作又は体育のうち2以上を含む。)について、それぞれ2単位以上		2単位以上						2以上の科目について、それぞれ2単位以上	
		17単位以上23単位未満	2以上の科目について、それぞれ2単位以上			4以上の教科 (音楽、図画工作又は体育のうち1以上を含む。)		1単位以上						3単位以上	

				む。) について、それぞれ2単位以上		
		11単位以上17単位未満	3単位以上	3以上の教科について、それぞれ2単位以上	1単位以上	2単位以上
		11単位未満	2単位以上	2以上の教科について、それぞれ2単位以上	1単位以上	0単位以上
中 学 校 教 諭	一 種 免 許 状	10単位以上	3単位以上	2以上の教科について、それぞれ2単位以上		2単位以上
		10単位未満	2単位以上	2単位以上		1単位以上
	二 種 免 許 状	12単位以上	2以上の科目について、それぞれ2単位以上	3単位以上		3単位以上
		12単位未満	2単位以上	2単位以上		1単位以上
高 等 学 校 教 諭	一 種 免 許 状	7単位以上	3単位以上	2単位以上		2単位以上
		7単位未満	2単位以上	1単位以上		1単位以上

第2項第2号の表中「当該教科に関する指導法」を「各教科の指導法に関する科目」に改め、同項第3号の表中「指導法に」の次に「に関する科目に」を加え、同項第4号及び第5号を削り、同項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 領域に関する専門的事項に関する科目

受けようとする免許状の種類		修得することを必要とする単位数	最低修得単位数
幼稚園教諭	一種免許状又は二種免許状	1単位以上	学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第38条に規定する幼稚園教育要領で定める健康、人間関係、環境、言葉及び表現の領域に関する専門的事項に関する科目のうち、1以上の科目について、1単位以上